

# 森林を伐採する皆さまへ

## 森林の伐採には、 事前に許可や届出が必要です。

森林は、環境の保全、水源の涵養、災害の防止、木材等の林産物の供給などの働きを通して、私たちの日常生活に関わりを持つ重要な役割を果たしています。森林を伐採する際には、市町村が森林整備の推進や森林の保護等の規範等を定めた「市町村森林整備計画」にしたがって適切に伐採が行われるかを確認するため「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出が必要です。

また、保安林は、公益目的の達成のために指定された重要な森林であるため、立木の伐採を行うには届け出又は許可を受けるための申請が必要です。

詳しくは裏面へ

## 平成27年4月から、 伐採現場に、法令遵守を示す旗の掲揚をお願いします。

宮崎県及び宮崎県内の市町村では、適正な森林施業の推進を図ることを目的として、伐採現場に法令遵守を示す旗を掲揚し、森林法に基づき適正な手続きを経ていることを明らかにする取り組みを始めます。

平成27年4月以降に、1ヘクタール以上の皆伐を行う場合には、県又は市町村から旗の交付を受け、伐採現場に掲揚してください。

### 旗の交付方法、掲揚方法等

- 対象 …………… **保安林：1ha以上の皆伐**  
…………… **保安林以外：全ての箇所での皆伐**  
(択伐や、間伐は対象外です)

○旗を掲揚する期間：伐採開始日から伐採終了日まで

○交付方法 …………… 保安林は県、保安林以外は市町村が交付します

○旗を掲揚する場所：伐採現場箇所の周囲からよく見える所に掲揚してください。  
なお、伐採完了後は、速やかに旗を返却してください。

※市町村により取扱が異なる場合があります。  
詳しくは森林の所在する市町村へお問い合わせください。



【問い合わせ先】 保安林の場合は西臼杵支庁・各農林振興局林務課、  
保安林以外の場合は各市町村（林務担当課）  
又は県森林経営課（電話0985-26-7159）

# 森林を伐採する場合の届出の流れ

森林の伐採を行う場合

森林の種類は**保安林**ですか？

伐採に関する届出書等は、グリーン購入法に基づく証明や、発電所に供給する木質バイオマスの証明に必要です。  
証明のない取り引きは、再生可能エネルギー固定価格買取制度などに基づく有利な価格で売買することができません。

県の許可

はい

「伐採許可申請書」又は「伐採届出書」を提出  
○県（西臼杵支庁・農林振興局）へ提出します  
○伐採方法の違い等により、提出する書類や提出期限が異なります

1ha以上の皆伐の場合、県が「許可通知書」と共に旗を交付します  
伐採期間中は旗を掲揚してください

伐採完了

伐採許可の場合は「伐採終了届出書」を提出  
○県へ提出します

森林経営計画の認定を受けている場合は「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出  
○森林経営計画の認定者へ提出します  
○計画の時期ごとの伐採が終わった日から30日以内に提出します

市町村への届出

いいえ

森林経営計画の認定を受けていますか？

はい

全ての箇所の皆伐を行う場合には、市町村に申請して旗の交付を受けてください。  
伐採期間中は旗を掲揚してください

伐採完了

「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出  
○森林経営計画の認定者へ提出します  
○計画の時期ごとの伐採が終わった日から30日以内に提出します

いいえ

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出  
○市町村へ提出します  
○伐採開始90日から30日前までに提出します

全ての箇所の皆伐の場合、市町村が旗を交付します  
伐採期間中は旗を掲揚してください

1haを超えて森林を開発する場合は、県の許可が必要です。  
「旗」の基準等については、市町村により取扱が異なる場合があります。  
詳しくは県又は、森林の所在する市町村へお問い合わせください。

無許可、無届で保安林の立木を伐採した場合等には、150万円以下の罰金に処される場合があります。  
また、無届で保安林以外の立木を伐採した場合等には、100万円以下の罰金に処される場合があります。  
(森林法206条・207条)